第６１４７号　令和８年９月１１日

北九州市公報

発　行　所
北九州市小倉北区城内１番１号
北　九　州　市　役　所

目　　次

◇　告　　示

ページ

○　特定計量器の定期検査【危機管理室消費生活センター】　2

○　令和７年度北九州市情報公開制度運用状況【総務市民局総務部文書館】　3

○　令和７年度北九州市個人情報保護制度運用状況【総務市民局総務部文書館】　5

◇　公　　告

○　道路の廃止【都市戦略局指導部建築審査課】　7

北九州市告示第３５８号

計量法（平成４年法律第５１号）第１９条第１項の規定に基づき、北九州市門司区、小倉北区及び小倉南区における特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第７０号）第３９条第１項第１号から第４号までのいずれかに該当する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和８年９月１１日

北九州市長　武　内　和　久

１　検査期日、検査時間及び検査場所

検査期日	検査時間	検査場所
令和８年１０月１６日から令和９年３月３１日まで	１０時から１２時まで １３時から１６時まで	門司区内の特定計量器の所在の場所
令和８年１０月２３日から令和９年３月３１日まで	１０時から１２時まで １３時から１６時まで	小倉北区内の特定計量器の所在の場所
令和８年１１月１９日から令和９年３月３１日まで	１０時から１２時まで １３時から１６時まで	小倉南区内の特定計量器の所在の場所

備考　日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日並びに令和８年１２月２９日から令和９年１月３日までの日は、定期検査を行わない。

２　検査を行わせる指定定期検査機関の名称

特定非営利活動法人北九州市計量士会

北九州市告示第３５９号

北九州市情報公開条例（平成１３年北九州市条例第４２号）第４０条の規定により、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間の情報公開制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和８年９月１１日

北九州市長　武　内　和　久

１　開示請求の状況

実施機関		件数	処理状況			
			開示	一部開示	不開示	取下げ
市長		１１１２（３５）	６２５（５）	３０５（２４）	１２６（６）	５６
教育委員会		６７（２）	２０	３５	８（２）	４
選挙管理委員会		１２	２	８	０	２
人事委員会		３	０	２	１	０
監査委員		２	０	２	０	０
農業委員会		０	０	０	０	０
固定資産評価審査委員会		０	０	０	０	０
地方公営企業管理者	上下水道局長	１９７（３）	１６１	１９（３）	５	１２
	交通局長	６	２	２	２	０
	公営競技局長	１８	１４	３	１	０
消防長		３６（３）	８	１９（３）	６	３
市議会議長		７（１）	１	５	１（１）	０
公立大学法人北九州市立大学		５	３	１	０	１
地方独立行政法人北九州市立病院機構		４	１	２	０	１
市全体		１４６９（４４）	８３７（５）	４０３（３０）	１５０（９）	７９

注　かっこ内は、任意的公開の申出に係る件数で外数である。

任意的公開の申出とは、北九州市情報公開条例（平成１３年北九州市条例第４２号）による改正前の北九州市情報公開条例（平成元年北九州市条例第２２号）の施行の日前に決裁、供覧その他公的処理を完了した行政文書に係る公開の申出をいう。

２　審査請求の状況

（１）　審査請求の件数　１６件

審　査　庁	件　数
市長	１２
議長	1
教育委員会	3

（２）　審査請求の処理状況

ア　令和６年度審査請求に係るもの　１９件

諮　問　庁	処理結果	件　数
市長	棄却	１１
	審理中	1
教育委員会	棄却	2
	審理中	5

イ　令和７年度審査請求に係るもの　１６件

諮　問　庁	処理結果	件　数
市長	審理中	１１
	取下げ	1
議長	審理中	1
教育委員会	審理中	3

北九州市告示第３６０号

北九州市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年北九州市条例第２号）第２６条の規定により、令和７年４月１日から令和８年３月３１日までの間の個人情報保護制度の運用状況を次のとおり公表する。

令和８年９月１１日

北九州市長　武　内　和　久

１　開示請求の状況

実施機関		件数	処理状況			
			開示	一部開示	不開示	取下げ
市長		１１１	１８	６１	３０	２
教育委員会		２６	２	２３	１	０
選挙管理委員会		０	０	０	０	０
人事委員会		０	０	０	０	０
監査委員		０	０	０	０	０
農業委員会		０	０	０	０	０
固定資産評価審査委員会		０	０	０	０	０
地方公営企業管理者	上下水道局長	０	０	０	０	０
	交通局長	０	０	０	０	０
	公営競技局長	０	０	０	０	０
消防長		２１	８	１２	１	０
財産区		０	０	０	０	０
公立大学法人北九州市立大学		０	０	０	０	０
地方独立行政法人北九州市立病院機構		９３	６２	２６	３	２
市全体		２５１	９０	１２２	３５	４

２　訂正請求　４件

３　利用停止請求　０件

４　審査請求の状況

（１）　審査請求の件数　１０件

審　査　庁	件　数
市長	５

教育委員会	4
病院機構理事長	1

（２）　審査請求の処理状況

ア　令和５年度審査請求に係るもの　１件

諮　問　庁	処理結果	件　数
市長	一部認容	1

イ　令和６年度審査請求に係るもの　４件

諮　問　庁	処理結果	件　数
市長	棄却	3
教育委員会	棄却	1

ウ　令和７年度審査請求に係るもの　１０件

諮　問　庁	処理結果	件　数
市長	棄却	1
	審理中	4
教育委員会	審理中	4
病院機構理事長	審理中	1

北九州市公告第６６８号

建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第４２条第２項の規定に基づく道路を廃止したので、北九州市建築基準法施行細則（昭和４６年北九州市規則第７１号）第１６条第３項の規定により、次のとおり公告する。

令和８年９月１１日

北九州市長　武　内　和　久

１　廃止年月日及び廃止番号

令和８年９月１１日　第４号

２　廃止した道路

道路の位置	道路の幅員（m）	道路の延長（m）
北九州市若松区修多羅一丁目５２９番３、５２９番５、５２９番１２から５２９番１６まで及び５２９番２４	４．００	３２．７